

第 6 章

推進体制の整備

第6章 推進体制の整備

食育推進計画の推進にあたっては、次の2つの組織において、進捗状況の点検・評価、課題の解決に向けた調整等を行い、計画に位置づけた施策の推進を図ります。

(1) 平塚市食育推進委員会

食育推進委員会の委員は、保育・教育関係者、医療関係者、食育に取り組んでいる市民団体、食品関連事業者、学識経験者、行政等、食に関わる多様な主体により構成されています。

平塚市食育推進委員会は計画の見直しや施策に関する審議を行うほか、計画の進捗状況の把握・評価を行い、計画の着実な推進を図ります。

(2) 平塚市食育推進計画進行会議

食育の取組みが総合的かつ計画的に推進されるよう、庁内の関係部署で構成する平塚市食育推進計画進行会議において、連絡・調整を行います。